

第 1 編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

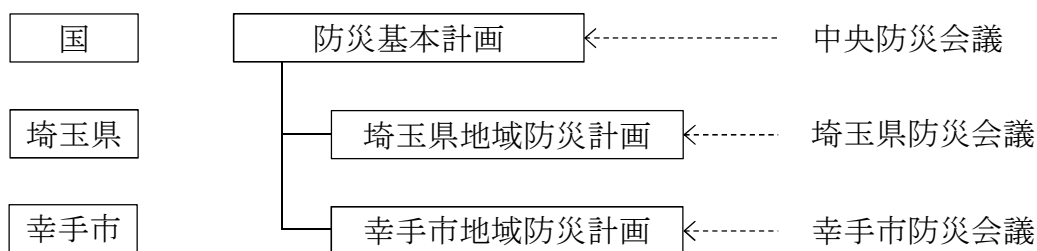
第1 趣旨

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び防災基本計画に基づき、幸手市（以下「市」という。）の地域にかかる災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、幸手市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定めるものである。

第2 計画の策定及び修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、及び毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法で定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第3 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 ジェンダー主流化（※）をはじめとした多様な視点

市は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

※ジェンダー主流化： ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点）から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。

3 広域的な視点

他自治体との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

4 人的ネットワークの強化

市、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平時から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、市は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

市は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

第4 計画の用語

本計画において、略して表記した用語の意味は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|---|
| 1 市 | 幸手市 |
| 2 本計画 | 幸手市地域防災計画 |
| 3 県 | 埼玉県 |
| 4 消防機関 | 埼玉東部消防組合消防局・幸手消防署 |
| 5 消防団 | 幸手市消防団 |
| 6 警察 | 埼玉県警察本部・幸手警察署 |
| 7 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| 8 市本部 | 幸手市災害対策本部 |
| 9 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| 10 災対法 | 災害対策基本法 |
| 11 救助法 | 災害救助法 |
| 12 防災関係機関 | 市、埼玉東部消防組合消防局、幸手消防署、幸手市消防団、幸手警察署、国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関 |

第2節 幸手市の概況

第 1 概況

本市は、埼玉県北東部に位置し、東側に江戸川、北側に中川が流れ、東西8.8km、南北7.6km、総面積33.93km²を有している。また、都心から50km圏内にあり、北部は茨城県五霞町、東部は千葉県野田市、西部は久喜市、南部は杉戸町に隣接している。

【幸手市の基本指標】

	基 本 指 標		
1. 市 域 面 積	33.93km ²		
2. 人 口、世 帯 数	50,066人、20,851世帯 (令和2年国勢調査)		
3. 人 口 密 度	1,476人／km ² 、 14.8人／ha		
4. 産 業 別 構 成 比 (令和2年国勢調査)	1 次 産 業 就 業 者 数	499人	2.2%
	2 次 産 業 就 業 者 数	6,075人	26.3%
	3 次 産 業 就 業 者 数	15,694人	68.0%
5. 事 業 所 数 従 業 者 数	事業所数(1891ヶ所)、従業者数(18,880人) (令和3年経済センサス活動調査)		

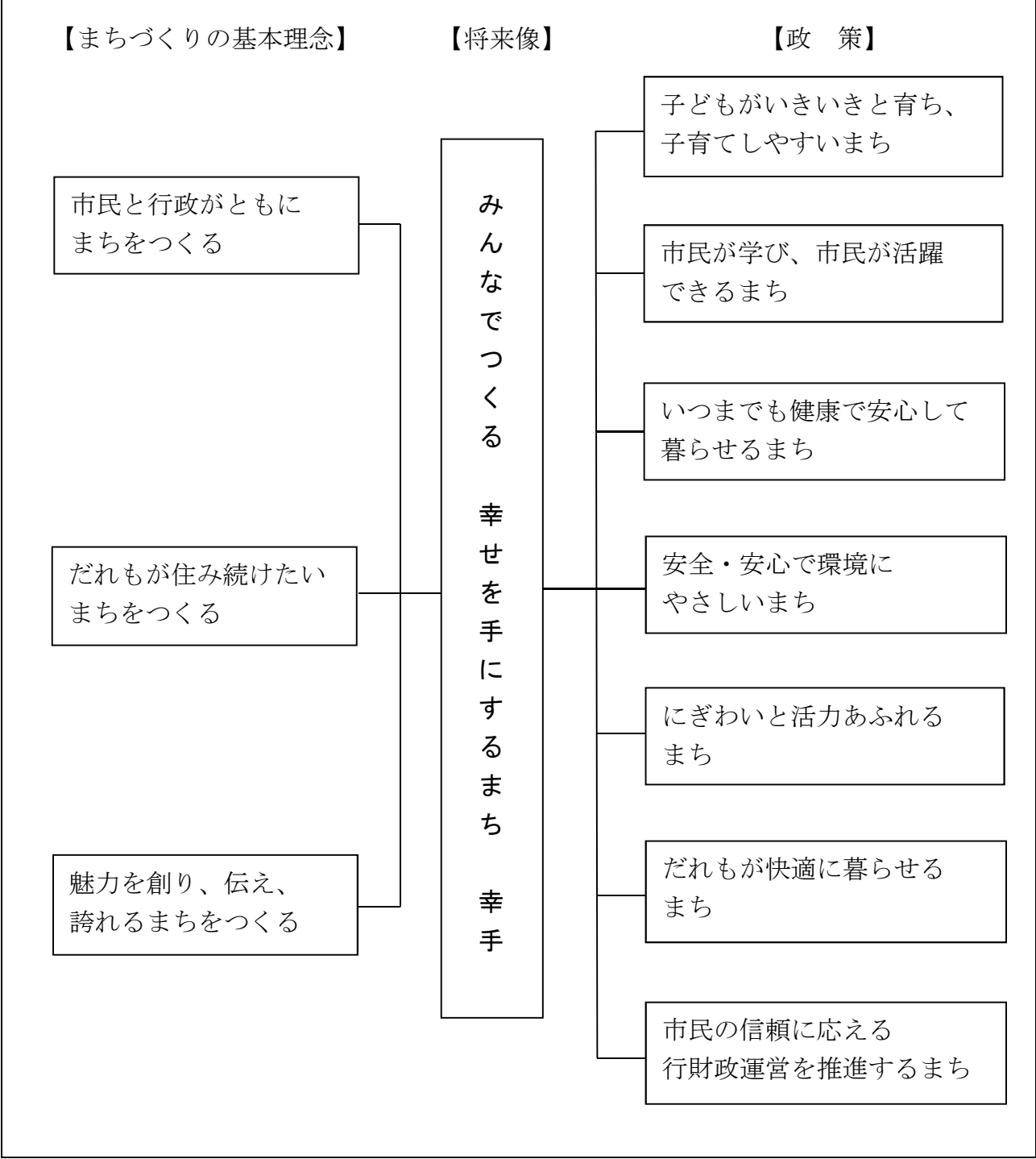
【幸手市の位置】



第2 第6次幸手市総合振興計画

本市が策定した「第6次幸手市総合振興計画」は「みんなでつくる 幸せを手にする まち 幸手」を将来像として、3つの基本理念とその将来像を実現するための7つの政策を定めた施策体系により構成している。

【施策体系】



第3 幸手市の防災環境

1 社会環境の特性と変化

(1) 人口

首都圏地域では、昭和40年代に高度経済成長に伴う都市化の進展と戦後のベビーブーム世代の出産適齢期が重なり、人口が急増した。本市の人口も、昭和40～50年に急激な増加をみせている。さらに、東京近郊の地価の急騰から通勤圏も次第に外延化し、首都圏から50km圏内に位置する本市も通勤圏となった。令和2年国勢調査の人口では、50,066人となっているが、近年は減少傾向にある。

(2) 産業

本市の産業構造は第3次産業が主である。

(3) 土地利用

本市の土地利用は、約5割を農地等が占めているが、近年、宅地が増加してきている。

2 自然環境の特性

本市の気候は、いわゆる表日本気候帯に属している。四季の変化は規則正しく明瞭で、1年間の平均気温は約16℃、降雨量は年平均約1,300mmであり、時折台風・雷雨等の気象災害にみまわれている。6月から10月の初めにかけての梅雨から台風の時期には特に雨が多い。

地形は、平坦で標高が最も高いのが外国府間地区の15.9m、最も低いのが戸島地区の4.7mとなり、標高差はわずか11.2mである。

本市の東を江戸川が南下し、北部は中川及び権現堂川に囲まれている。

地勢は古東京湾の一部が陸化したもので、東端には下総台地の一部があるものの、他は沖積低地で、利根川と渡良瀬川の氾濫によって形成された沖積層の粘性土がほとんどである。

第4 本市における災害

本市で発生する可能性がある災害には、次のようなものが挙げられる。

1 自然災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、洪水害

・その他の降雨災害

長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渇水・干災害（用水不足・塩害）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機

事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（構造物破壊、農作物損耗、交通途絶）、融雪災害（洪水・雪崩）、着雪・着氷災害、吹雪（降雪）、災害（列車）

・酷寒（気温低下）災害

凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

・霜害

農作物被害

・雹（ひょう）害

人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶

・雷害

人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損

・霧害

交通視界困難

・湿度害

疾病

【地変災害】

・地震災害

地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶

・火山災害

降灰

（１）地震災害の履歴

ア 県の主な地震被害

県とその周辺で発生した過去の主な地震被害のうち、近年で最も被害の大きかったのは大正12年（1923年）の関東大震災である。他にも過去に県内で被害の記録がある地震のなかでも大きな被害を与えた地震としては、弘仁9年（818年）の関東諸国の地震、安政2年（1855年）の安政江戸地震、明治27年（1894年）の東京湾北部の地震、昭和6年（1931年）の西埼玉地震があげられる。県内で発生した地震は数少なく、近隣で発生する地震で影響の大きいものがあることがわかる。

イ 関東大震災

関東大震災では、比較的詳細な資料や体験談が残されている。震央は相模湾、マグニチュードは7.9とされ、県内の震度は6程度とされる。県内では大火災が発生しなかったため、東京（府）や神奈川に比べると被害は少なかったが、県の災害史上最大規模のものであった。

特に被害は荒川や古利根川流域に位置して地盤が軟弱な北足立・南埼玉両郡と北葛

飾郡の3郡に集中し、死傷者800人以上、家屋の全壊9,000戸以上の被害を出した。

幸手市域では、死者11名、負傷者25名、家屋の全壊戸数は662戸、半壊戸数は355戸となっている。

ウ 西埼玉地震

西埼玉地震は、昭和6年（1931年）9月21日の11時58分に県北部の花園町付近を震源に発生した直下型地震で、地震規模はマグニチュード6.9であった。

西埼玉地震を発生させた断層は、櫛挽断層と呼ばれる花園町から児玉町（現本庄市）を通り北西から南東に走る山地に近い丘陵から台地部であるが、地震による被害は、断層からやや離れた荒川、利根川沿いの低地部である深谷市、吹上町（現鴻巣市）、児玉町（現本庄市）等で大きかった。県内の被害者は、死者11名、全壊家屋（住家）63戸であった。

（2）風水害の履歴

過去においては、台風による大雨によって大規模な水害も発生している。ここでは例として、昭和22年（1947年）9月16日に、カスリーン台風による大雨によって発生した洪水の模様を示す。

この時の利根川流域の降雨量は、日降水で栗橋が102.6mm、上流の渋川で302.5mm程度であり、総降水量も各地で400mmを突破した。この結果、大利根町（現在、加須市）において、利根川右岸堤防が決壊し、江戸川、中川沿いの市町村を中心に東京都まで及ぶ大洪水となった。

市域では、幸手町と上高野村がともに2名の死者を出しており、負傷者は、幸手町が80名、行幸村20名、八代村15名となっている。家屋の被害では、流失家屋・全壊家屋併せて幸手町46戸、上高野村35戸、行幸村13戸、桜田村14戸であった。なお、公共施設関係で最も被害が大きかったのは吉田村であり、これは、堤防決壊による水路の被害が大きかったためである。

また、農作物は、ほとんど全滅状態であった。

第3節 幸手市の防災対策の基本方針

災害対策の目的は、市民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。このため、災害時の被害を未然に防止しもしくはできる限り軽減するには、都市構造並びに市民・行政等の防災関係機関の活動が有効に機能する体制づくりが必要と考える。

そのために計画策定の目的、計画の目標を明確にするとともに、市の特性を生かした防災ビジョンを策定し、防災計画に反映させるものとする。

さらに、災害に備え常に計画の見直しと計画の習熟、市民への周知徹底に努めるものとする。

第1 計画の理念

1 幸手市防災ビジョンの基本理念

過去の災害の教訓、国、県にみる防災の動向、第6次幸手市総合振興計画、市民からのニーズによる防災の考え方を整理し、市民、行政で対応すべき基本的な考え方を再構成した上で、市のもっている特性である、人、自然、街をいかした防災ビジョンの基本理念を策定する。

(1) 市民の基本的な考え方

市民一人ひとりが日頃から災害に備えることは、市民の責務といえる。また、同時に行政との協力により地域の防災能力を高め、地域に密着した市民を中心とした市民相互の防災ネットワークづくりを通し、自主的な防災体制づくりを推進することを市民の基本的な考え方とする。

(2) 行政の基本的な考え方

行政の役割としては、災害に強く安全なまちづくり、市民と協力し、地域毎の防災能力を高めるため、総合的な防災対策の推進、新たな防災情報基盤づくり、初動体制の強化等を含む総合的な防災体制の整備を推進することを行政の基本的な考え方とする。

【幸手市防災ビジョンの基本理念】

人と自然、街をいかし、
市民と行政の協力による
安全な防災まちづくり 幸手

2 幸手市防災ビジョン

防災ビジョンコンセプトワークによる社会動向をふまえ、市のもつ特性を反映させた防災の基本理念を「人と自然、街をいかし、市民と行政の協力による安全な防災まちづくり 幸手」とする。

次に、防災の基本理念に基づいた施策の柱については、キーワードとして「都市」、「地域」、「組織」、「情報」、「人」を基に防災ビジョンを策定した。

(1) 安全なまちづくり

災害に強い都市を目指し、面整備等による地区の不燃化推進、消防力の強化、ソフト化対策等の総合的な防災体制の整備、ライフラインの耐震性向上により地域防災ブロックを形成し、安全なまちづくりを推進する。

(2) 防災地域づくり

地域コミュニティをいかし、広範な市民参加による自主防災組織の育成、強化、要配慮者救助、身近な避難所の耐震、補強等による地域防災能力を高める防災地域づくりを推進する。

(3) 総合的な防災体制づくり

市民と行政の効果的な役割分担により、自主防災組織を中心とする地域における効果的な初期消火、円滑な救出救護活動、行政による迅速な初動体制づくり、地域間の広域的な防災地域ネットワークづくり等の総合的な防災体制づくりを推進する。

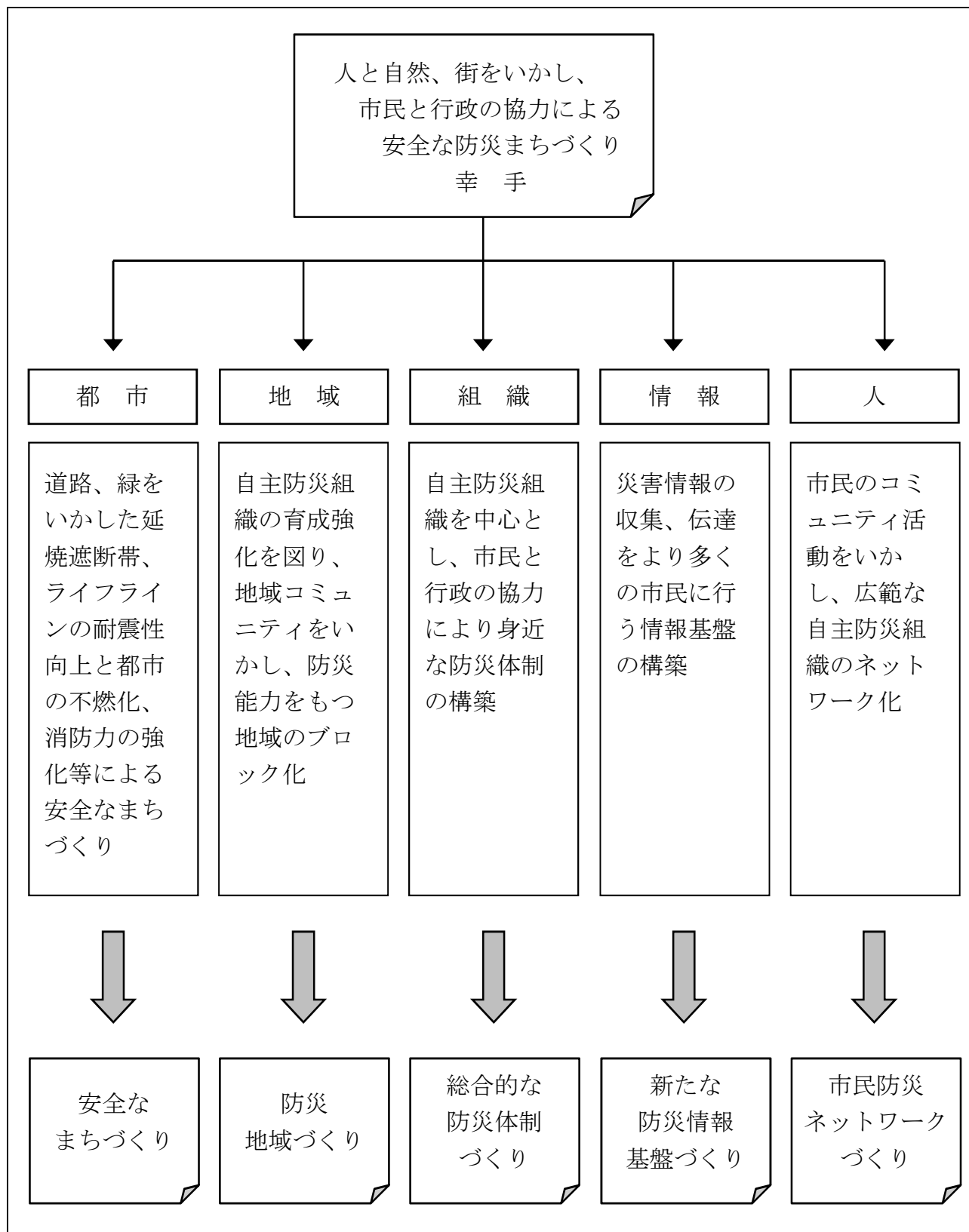
(4) 新たな防災情報基盤づくり

市民と行政の協力により、災害情報の収集、伝達をより多くの市民に確実、迅速に行うとともに、情報収集・通信の手段として公衆無線LAN環境の整備等、情報基盤づくりを推進する。

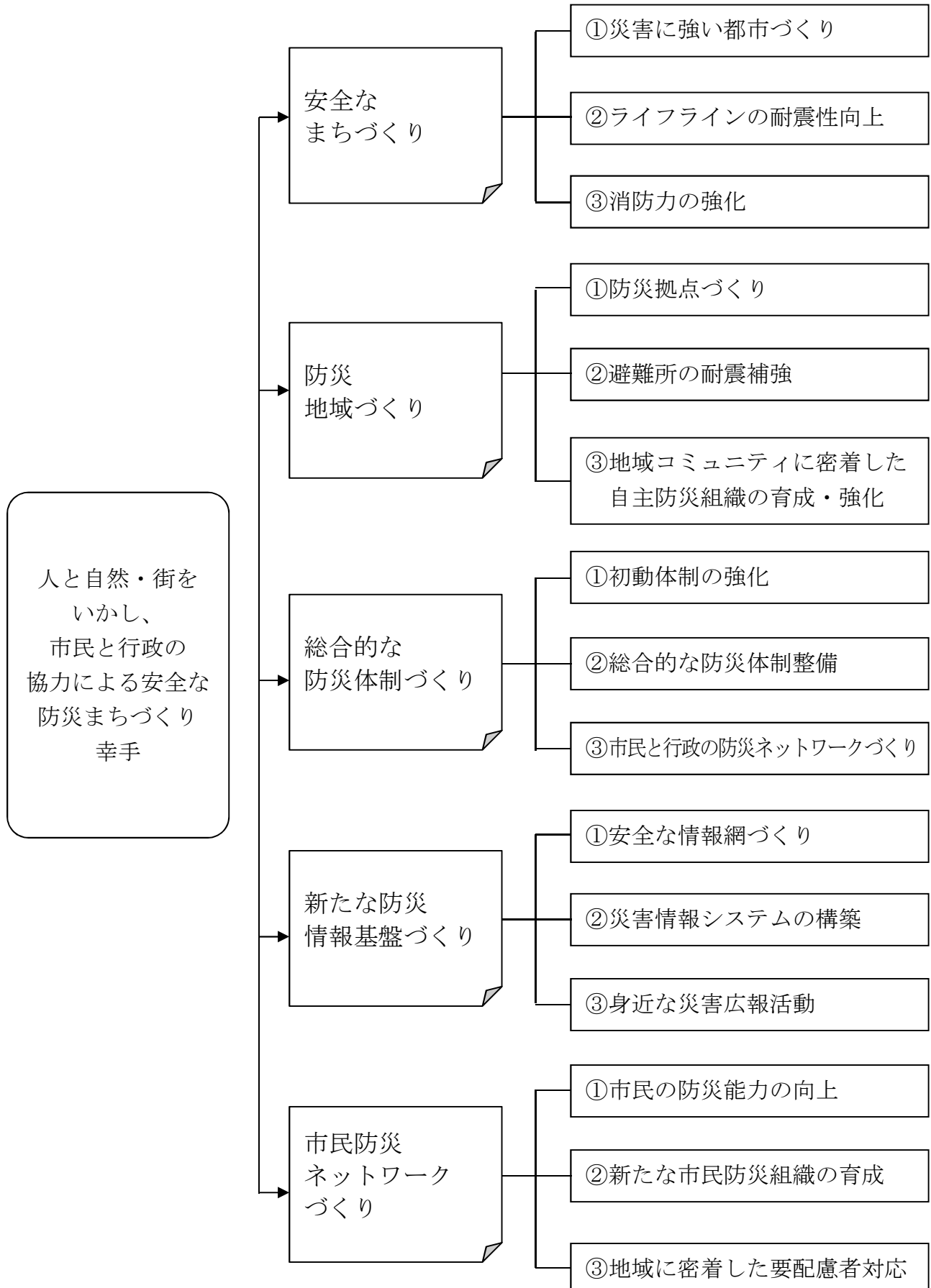
(5) 市民防災ネットワークづくり

地域コミュニティ活動をいかし、社会教育団体、自主防災組織、自治会、町内会からなる広範な市民による防災ネットワークづくりを推進する。

【防災ビジョンの5本柱】



【幸手市防災ビジョン】



第2 計画の運用

1 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めたときは、これを修正する。

このため、市及び防災関係機関は、その内容が緊急を要する場合はその都度、それ以外の修正については防災会議が指定する期日までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

2 他計画との関係

この計画は、市域に係わる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関が作成する防災事務計画や県防災計画等の他の計画と整合を図るものとする。

ア 県防災計画との関係

本計画は、市域に係わる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、県防災計画と整合を図るものとする。

イ 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する救助のうち、同法第13条第1項に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

ウ 幸手市総合振興計画との関係

本計画は第6次幸手市総合振興計画にある「安全・安心で環境にやさしいまち」の実現に向けての諸施策と整合を図り、総合的な防災体制を確立するものである。

3 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

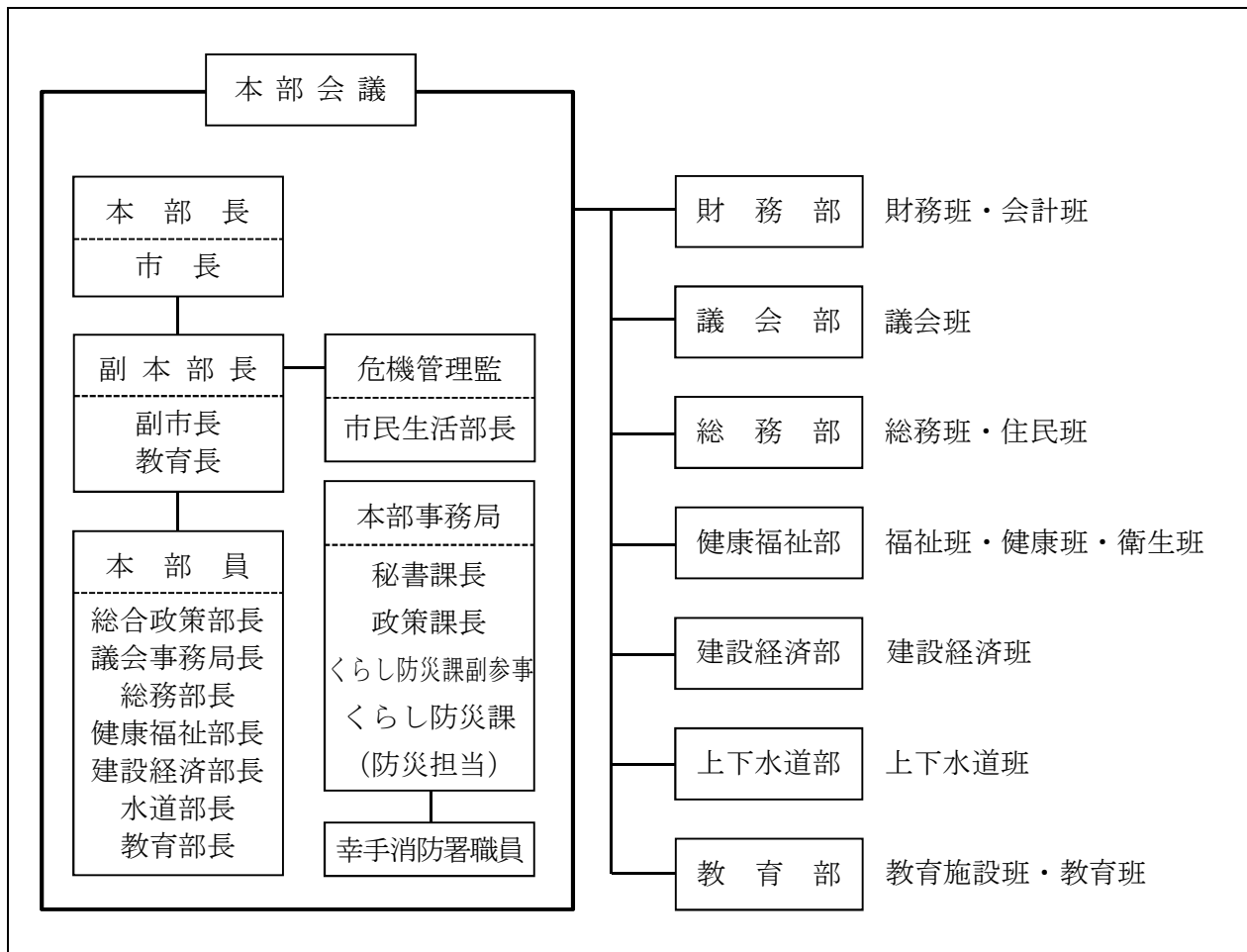
第1 市の役割

1 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画（本計画）を作成し、法令に基づきこれを実施する。

市域に災害が発生又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

【災害対策本部の組織】



2 所掌事務

所掌事務は次のとおりとする。

部	長	班	班 長	担 当	所 掌 事 務
本部事務局	危機管理監 (市民生活部長)	本部事務局	くらし防災課副参事	くらし防災課(防災担当) 秘書課 政策課 災害対策班	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 市防災会議に関すること 3 各部との連絡調整に関すること 4 部内の連絡調整、職員の動員、活動状況等部内の庶務に関すること(以下部の「庶務担当業務」という。) 5 各部からの被害情報のとりまとめに関すること 6 災害情報、気象予警報の受理、伝達に関すること 7 市内の電気及び通信施設の状況把握に関すること 8 県及び関係機関との連絡調整に関すること 9 他市町村及び関係機関への要望並びに連絡調整に関すること 10 自衛隊の出動要請に関すること 11 職員の動員計画に関すること 12 避難実施計画に関すること 13 避難所の開設、閉設に関すること 14 災害救助法の適用・申請に関すること 15 受援に関する状況把握・とりまとめに関すること 16 秘書に関すること 17 視察、見舞い等の来庁者接遇に関すること 18 広報・広聴に関すること 19 報道機関との連絡調整に関すること 20 その他本部長の指示及び各部に属さないこと
財 務 部	総合政策部長 (本部員)	財 務 班	財政課長	財政課 監査委員事務局	1 部の庶務担当業務に関すること 2 災害対策予算編成及び資金調達に関すること 3 その他本部長の指示に関すること
		会 計 班	会計課長	会計課	1 義援金、寄附金品の収納に関すること 2 災害活動に関する出納に関すること 3 その他本部長の指示に関すること
議 会 部	議会事務局 長 (本部員)	議 会 班	議会事務局 長が認めた者	議会事務局	1 議会との連絡調整に関すること 2 その他本部長の指示に関すること
総 務 部	総務部長 (本部員)	総 務 班	庶務課長	庶務課 人権推進課 契約管財課	1 部の庶務担当業務に関すること 2 職員の健康管理に関すること 3 市有財産の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 庁舎の維持管理に関すること 5 車両の調達、配車に関すること 6 備蓄品の管理、応援物資の調達及び運送に関すること 7 派遣職員、被派遣職員の人事給与に関すること 8 その他本部長の指示に関すること
		住 民 班	くらし防災課長	市民課 保険年金課 税務課 納税課	1 市民の避難誘導に関すること 2 避難者に対する情報及び指示の伝達に関すること 3 鉄道・バス等交通機関の状況把握に関すること 4 安否情報に関すること

部	長	班	班 長	担 当	所 掌 事 務
				くらし防災課（交通安全防犯担当・コミュニティ生活担当）	5 埋・火葬の許可に関すること 6 住家の被害認定調査及び税の徴収猶予及び減免に関すること 7 罹災証明の発行に関すること 8 電話等による被害情報の受付、整理に関すること 9 被災者台帳作成に関すること 10 区長との連絡調整に関すること 11 災害にかかる問い合わせ、相談、要望等の対応に関すること 12 帰宅困難者対応に関すること 13 その他本部長の指示に関すること
健康福祉部	健康福祉部長 （本部員）	福祉班	社会福祉課長	社会福祉課 介護福祉課 こども支援課	1 部の庶務担当業務に関すること 2 社会福祉協議会及び日本赤十字社との連絡調整に関すること 3 罹災世帯の被害調査に関すること 4 福祉施設の被害調査及び応急修理に関すること 5 要配慮者に関すること 6 福祉避難所の管理運営に関すること 7 保育施設の避難計画に関すること 8 義援金及び寄附金品の配分に関すること 9 ボランティア活動に関すること 10 その他本部長の指示に関すること
		健康班	健康増進課長	健康増進課	1 救急医療、助産に関すること 2 保健所、医師会及びその他関係機関との連絡調整に関すること 3 医療救護班の編成に関すること 4 医療薬品・器材の整備及び確保に関すること 5 医療救護所の設置に関すること 6 その他本部長の指示に関すること
		衛生班	環境課長	環境課	1 被災地の防疫・病害虫及び清掃に関すること 2 被災死亡者の安置及び埋葬に関すること 3 被災地の公害の監視及び処理に関すること 4 ごみ及びし尿処理に関すること 5 避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること 6 動物愛護・保護及び情報支援に関すること 7 その他本部長の指示に関すること
建設経済部	建設経済部長 （本部員）	建設経済班	都市計画課長	都市計画課 まちづくり事業課 建築指導課 農業振興課 商工観光課 道路河川課	1 部の庶務担当業務に関すること 2 公園の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 3 オープンスペース利用計画に関すること 4 樹木の倒壊等の処理に関すること 5 建築物の被害調査及び復旧対策に関すること 6 被災建築物応急危険度判定活動に関すること 7 被災宅地危険度判定活動の実施に関すること 8 被災者の住宅相談に関すること 9 応急仮設住宅等の建設、管理、あっせんに関すること 10 商工業関係被害状況調査に関すること 11 炊き出し、生活必需品の調達及び給与等に関すること

部	長	班	班 長	担 当	所 掌 事 務
					12 食料等の調達及び配分に関すること 13 観光施設の被害調査及び応急修理に関すること 14 農地、農作物及び農業用施設の被害調査及び農家に対する金融措置対策等に関すること 15 農業協同組合・商工会等との連絡調整に関すること 16 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急対策並びに復旧に関すること 17 応急対策に必要な土木機械器具及び資機材等の調達に関すること 18 交通途絶に伴う交通規制、輸送対策に関すること 19 その他本部長の指示に関すること
上下水道部	水道部長 (本部員)	上下水道班	水道管理課長	水道管理課 下水道課	1 飲料水の供給確保に関すること 2 県営水道との連絡調整に関すること 3 上下水道施設の被害調査、応急修理及び復旧に関すること 4 飲料水の水質管理に関すること 5 給水所の設置に関すること 6 その他本部長の指示に関すること
教 育 部	教育部長 (本部員)	教育施設班	教育総務課長	教育総務課 社会教育課	1 部の庶務担当業務に関すること 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 避難所の管理・運営に関すること 4 文化財保護及び応急対策に関すること 5 生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関すること 6 その他本部長の指示に関すること
		教 育 班	学校教育課長	学校教育課	1 学校その他教育機関との連絡調整に関すること 2 教職員の動員に関すること 3 罹災児童・生徒等に対する学用品の給与、給食に関すること 4 災害時の応急教育に関すること 5 罹災児童・生徒等に対する保健対策に関すること 6 小中学校の避難計画に関すること 7 その他本部長の指示に関すること

【資料1－3】幸手市災害対策本部条例

【様式2】本部長指令第 号

第2 消防機関の役割

名 称	内 容
埼玉東部消防組合消防局 (幸手消防署) 及び幸手市消防団	1 消防施設、消防体制の整備に関すること。 2 救助及び救急体制の整備に関すること。 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 4 消防知識の啓発、普及に関すること。 5 火災発生時の消火活動に関すること。 6 水防活動の協力、援助に関すること。 7 被災者の救助、救急に関すること。 8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

第3 県及び県機関の役割

1 県の責務

県は、基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

名 称	内 容
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害時における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達に関すること。 (2) 消防及び水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (6) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生措置に関すること。 (7) 災害時における犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 災害時における緊急輸送の確保に関すること。 (9) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (10) 安否不明者等の氏名等公表 (11) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

2 県機関の責務

名 称	内 容
幸手警察署	1 情報の収集・伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること。 7 漂流物の処理に関すること。 8 その他治安維持に関すること。

名 称	内 容
埼玉県幸手保健所	1 保健衛生の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達並びにあっせんに関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5 災害救助食品の衛生に関すること。 6 病院、診療所及び助産所に関すること。 7 被災者の医療助産その他の保健衛生に関すること。 8 その他の防疫及び保健衛生に関すること。
埼玉県利根地域振興センター	1 災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整に関すること。 2 災害応急対策組織の整備に関すること。 3 災害時における市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害現地調査に関すること。 5 災害対策現地報告に関すること。 6 災害応急対策に必要な応援措置に関すること。
埼玉県春日部農林振興センター	1 農畜水産被害状況の調査に関すること。 2 埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること。 3 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。 4 農業共済に関すること。 5 農地及び農業用施設の被害状況の調査に関すること。 6 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関すること。
埼玉県中央家畜保健衛生所	1 災害時の家畜伝染病を予防すること。 2 災害により影響を受けた畜産経営の環境を保全すること。
埼玉県杉戸県土整備事務所	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3 水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 埼玉県が管理する河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5 埼玉県が管理する管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関すること。
埼玉県東部教育事務所	1 教育関係の被害状況の調査に関すること。 2 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関すること。 3 災害給付及び貸付に関すること。 4 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 5 教育実施者の確保に関すること。 6 応急教育の方法及び指導に関すること。 7 教科書及び機材等の配給に関すること。 8 国及び埼玉県の指定文化財の保護に関すること。 9 災害地学校の保健指導に関すること。 10 災害地学校の給食指導に関すること。

第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

名 称	内 容
農林水産省 関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業にかかる災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。
東京管区气象台 (熊谷地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

名 称	内 容
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）
厚生労働省埼玉労働局 春日部労働基準監督署 春日部公共職業安定所	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。
国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 利根川上流河川事務所 江戸川河川事務所	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣 (13) 被災者・被災事業者に対する措置 3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MICTEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること

名 称	内 容
	5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

2 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 第32普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 埼玉県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

3 指定公共機関

名 称	内 容
日本郵便（株） 幸手郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
東京電力パワーグリッド（株） 春日部支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本電信電話（株） 埼玉事業部	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害時における重要通信の確保に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。
東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること 2 ガスの供給の確保に関すること

4 指定地方公共機関

名 称	内 容
東武鉄道（株） 幸手駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
幸手都市ガス（株）	1 ガス供給施設の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。
（一社）埼玉県L P ガス 協会北東武支部幸手地区	1 L P ガス供給施設の安全保安に関すること。 2 L P ガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

第5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・ 災害時における広報等に協力すること
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ・ 被災者の救助業務に協力すること
- ・ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ・ 被害状況の調査に協力すること

名 称	内 容
埼玉みずほ農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
幸手市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
幸手薬剤師会	1 医薬品・衛生材料等調達の協力に関すること。
社会福祉法人等	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
商工会等商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。

名 称	内 容
	2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
建設業関係団体	1 市が行う災害応急対策や復旧対策等の協力に関すること。 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。 3 災害時における応急仮設住宅建設についての協力に関すること。 4 災害時における住宅応急修理についての協力に関すること。
区長会、民生委員、婦人会、日赤奉仕団等の団体	1 市が実施する応急対策についての協力に関すること。 2 要配慮者の支援に関すること。 3 災害後の情報収集・伝達についての協力に関すること。
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 地震等に関する災害予防に関すること。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 4 防災訓練の実施に関すること。 5 防災資機材等の備蓄に関すること。

第6 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【資料10】協定等一覧

第2節 防災体制

各防災機関は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部等の組織を設置し、有機的な連携を図りながら応急活動体制に万全を期する。

第1 市の体制

市は平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、幸手市災害対策本部条例、本部運営規定に基づき、災害対応の体制を施行する。

【資料1－3】幸手市災害対策本部条例

1 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策）】

配備区分		配備基準	活動内容
準備体制 (1号配備)		○ 原則として市域に「震度4」の地震が発生したとき ○ その他、市長が必要と認めたとき	○ 被害情報の収集及び報告 ○ 災害対策本部は設置せず、災害状況の調査、応急対応の実施に備えて活動する体制 ○ その他警戒体制
警戒体制 (2号配備)		○ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ○ その他、市長が必要と認めたとき	○ 被害情報の収集及び報告 ○ 災害対策本部は設置せず、発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制 ○ その他警戒体制
非常体制 (3号配備)	第1基準	○ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ○ その他、市長が必要と認めたとき	○ 災害対策本部を設置する ○ 地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できるよう全職員を配備する体制
	第2基準	○ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ○ その他、市長が必要と認めたとき	○ 災害対策本部を設置する ○ 激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制

※南海トラフ地震臨時情報発表時の体制は「第2編－第4章－第2節－第1－2 市の体制（第2編-202ページ）」のとおりとする。

【体制の配備区分、配備基準及び活動内容（風水害対策）】

配備区分		配備基準	活動内容
準備体制 (1号配備)		○ 大雨、雷、洪水等の注意報が発表されたとき ○ 大型台風の接近等が予想される時 ○ 市の排水ポンプが稼働したとき ○ 竜巻注意情報が発表されたとき	○ 災害対策本部は設置せず、各部署で必要人員を配備し、各課の所掌事務の範囲内で、主として情報の収集・伝達及び警戒体制の実施に備えて活動する体制 ○ 気象情報の収集・伝達 ○ その他警戒体制
警戒体制 (2号配備)	第1基準	○ 大雨・洪水・強風等の注意報が発令され、かつ災害の発生が予想される時 ○ 24時間以内に大型台風の接近又は集中豪雨が予想される時 ○ 利根川、江戸川の各観測地点の水位が「水防団待機水位」を超えることが予想される時 ○ 荒川の観測地点の水位が「水防団待機水位」を超えたとき	○ 災害対策本部は設置せず、各部署で必要人員を配備し、各課の所掌事務の範囲内で、主として情報の収集・伝達及び第2基準への移行、非常体制の実施に備えて活動する体制 ○ 水害対策班への待機指示 ○ 情報の収集・伝達及び報告 ○ その他警戒体制
	第2基準	○ 暴風（台風）、大雨、洪水等の警報や記録的短時間大雨情報の発令、1時間あたりの総雨量40mmを超えたとき ○ 台風の接近又は集中豪雨が発生したとき ○ 利根川、江戸川の各観測地点の水位が「水防団待機水位」を超えたとき ○ 荒川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超えたとき ○ 自主避難に係る施設提供を行う事態が予想される時 ○ 主要な道路で冠水や大雪による凍結等があり、通行に支障があるとき	○ 災害対策本部は設置せず、各部署で必要人員を配備し、各課の所掌事務の範囲内で、主として情報の収集・伝達及び非常体制の実施に備えて活動する体制 ○ 水害対策班の招集 ○ 災害が発生している場合で、主として情報の収集、報告及び警告等の伝達活動ができ、自主避難に係る施設提供の準備や、被害の調査及び応急活動ができる体制 ○ パトロール及び交通規制等の実施 ○ 軽微被害の応急復旧・被害の予防対策 ○ 情報の収集・伝達及び報告

配備区分		配備基準	活動内容
非常体制 (3号配備)	第1基準	○ 暴風(台風)、大雨、洪水等の特別警報等が発令されたとき ○ 利根川、江戸川の各観測地点の水位が「氾濫注意水位」を超えたとき ○ 荒川の観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき ○ 竜巻等の局地的災害が発生し、拡大したとき又は拡大するおそれがあるとき	○ 災害対策本部を設置する ○ レベル3高齢者等避難の発令に備え、市の全職員を配備し、指定緊急避難場所の受け入れができる体制 ○ 必要に応じて防災行政無線等で避難情報を呼びかける
	第2基準	○ 災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ○ 利根川、江戸川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき ○ 荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき	○ 災害対策本部を設置する ○ 第1基準を強化し、レベル4避難指示の発令に備え、応急対策及び復旧対策を強力に、組織及び機能の総力を挙げて対処する体制 ○ 防災行政無線等で避難情報を呼びかける

警戒体制についての動員・配備指令については、市民生活部長が建設経済部長と協議し、市長の承認を得て行う。

注1) 利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位情報については、「第3編 風水害対策編—第2章—第6節—〈応急対策〉—1—(2)—イ—(イ)水防法に基づく水防警報(第3編-38ページ)」を参照のこと。

注2) これらの基準については、全部要件ではなく、一部を満たした段階で状況に応じ、体制をとっていくものとする。

【様式3】配備通知書

【様式4】配備発令書

2 配備体制

(1) 配備体制

各配備体制は次のとおりとする。

【配備体制】

△：地震のみ ○：水害時のみ ◎：地震・水害両方

部	班	担 当 課	準備体制	警戒体制	非常体制
			1号配備	2号配備	3号配備
本部事務局	本部事務局	くらし防災課（防災担当）	◎	◎	◎
		秘書課 政策課			◎
	災害対策班	災害対策班に所属する職員		◎	◎
財 務 部	財務班	財政課 監査委員事務局			◎
	会計班	会計課			◎
議 会 部	議会班	議会事務局			◎
総 務 部	総務班	庶務課 人権推進課			◎
		契約管財課	△	△	◎
	住民班	くらし防災課（交通安全防 犯担当・コミュニティ生活 担当）		△	◎
		市民課 保険年金課 税務課 納税課			◎
健康福祉部	福祉班	社会福祉課	△	△	◎
		介護福祉課 こども支援課		△	◎
	健康班	健康増進課			◎
	衛生班	環境課		△	◎
建設経済部	建設経済班	都市計画課 まちづくり事業課 建築指導課 商工観光課		△	◎
		農業振興課	○	○	◎
		道路河川課	○	◎	◎
上下水道部	上下水道班	水道管理課	△	△	◎
		下水道課	△	◎	◎
教 育 部	教育施設班	教育総務課 社会教育課		△	◎
	教育班	学校教育課		△	◎

【様式5】地震発生時の施設点検表

(2) 配備体制における指揮者

各配備体制における指揮者は次のとおりとする。なお、指揮者が不在の時は順次職制に従うものとする。

【配備体制における指揮者】

配備体制	指揮者
準備体制	危機管理監（市民生活部長）とする。
警戒体制	本部長（市長）とする。
非常体制	

3 職員の動員

迅速な応急対策を行うため、職員の動員、連絡方法等を定める。

(1) 職員の動員基準

職員の動員基準については、「1 配備基準」を参照。

(2) 職員の参集場所

職員の参集場所は次のとおりとする。

【職員の参集場所】

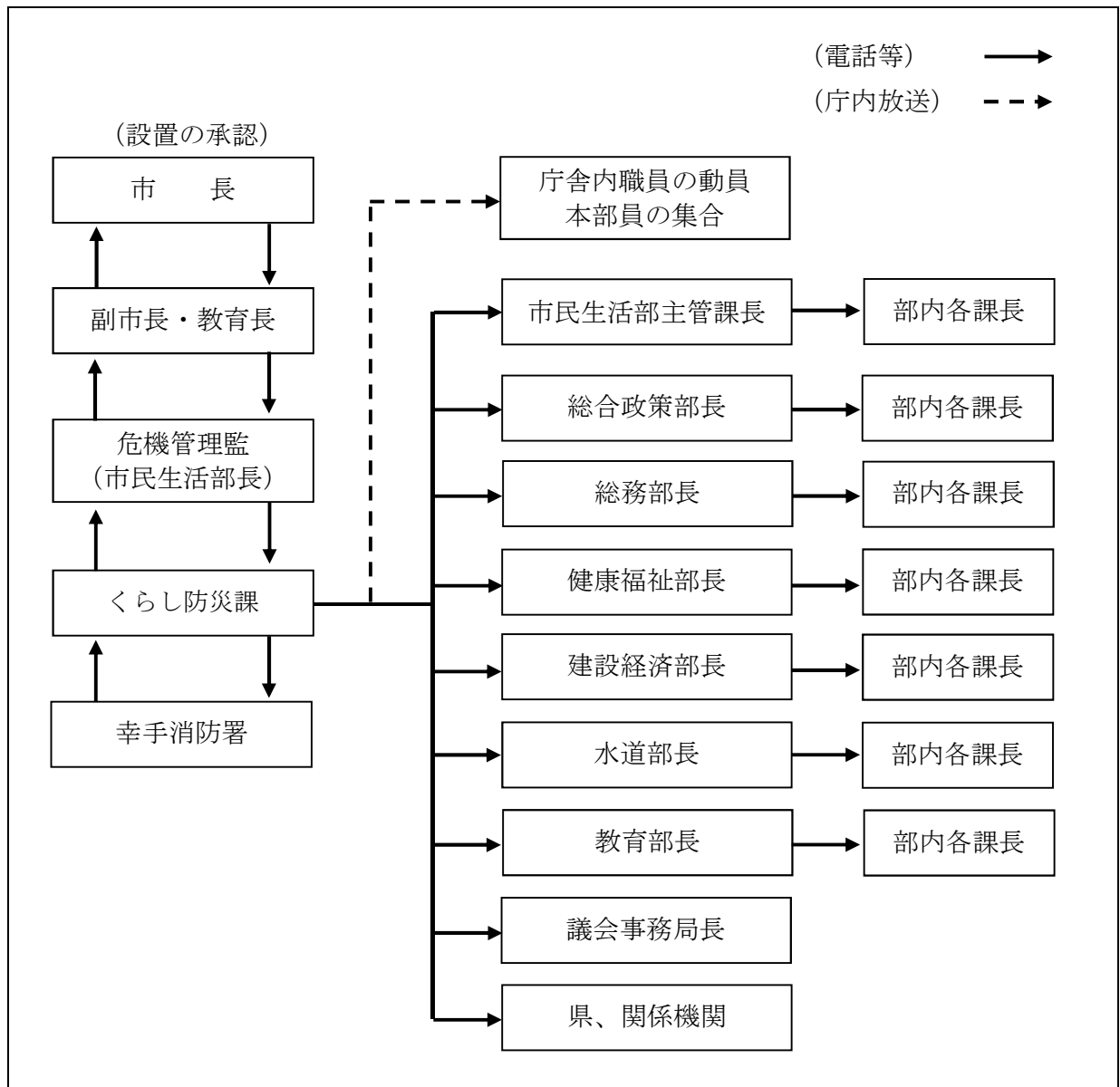
職員区分	参集場所
対策本部要員	第二庁舎会議室
その他の職員	本庁舎勤務職員は本庁舎 出先機関勤務職員は出先機関

(3) 勤務時間内の動員

勤務時間内の指令伝達は、くらし防災課（防災担当）があたり、口頭又は庁内放送等で各部に連絡を行う。

また、体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

【勤務時間内の職員への連絡系統】



(4) 勤務時間外及び休日における動員

ア 勤務時間外の動員

地震時は原則として配備基準に従い、自主参集とする。

水害時は気象注警報の発令状況を参考にしながら、配備基準に従い、メール、電話等を用いて配備要員に伝達する。

(ア) 参集が困難な場合

交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努め、班長の指示に従う。

(イ) 参集の報告

班長は、班員の参集状況を本部に報告する。

イ 1次被害情報の把握

職員は、参集途上において収集した被害情報を把握し、班長に報告する。

ウ 被害情報の報告

班長は、参集途上に班員が収集した被害情報を本部に報告する。

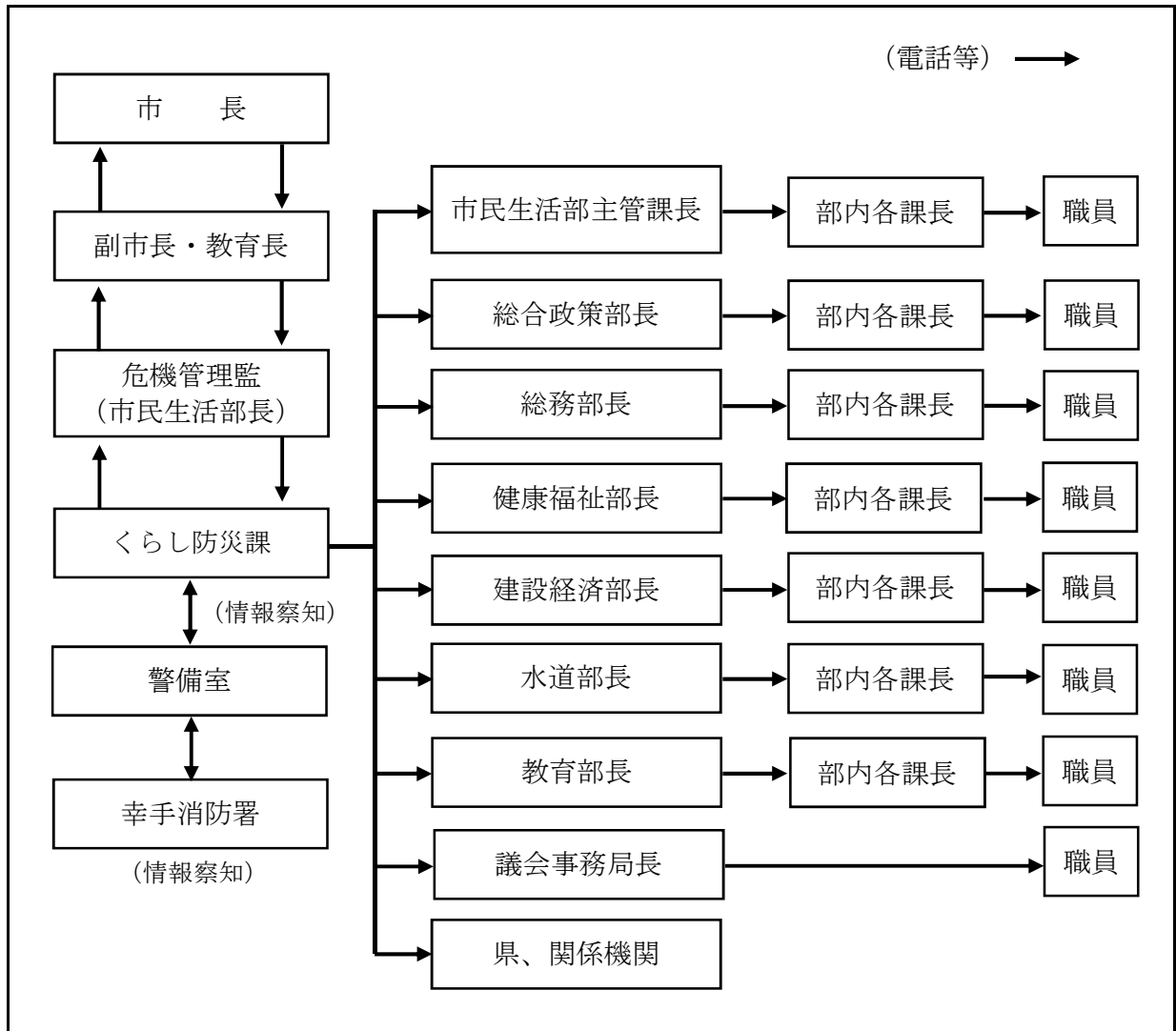
エ 参集における注意事項

参集においては、次の点に留意する。

- (ア) 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- (イ) 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装する。
- (ウ) 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書等、各自必要なものを携行して参集する。
- (エ) 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、道路、建築物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。
- (オ) 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的収集であり、迅速な参集を第一とする。
- (カ) 勤務場所への参集途中においての火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合は消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、被災者の救助を優先し、救助後にはできる限り迅速に参集する。
- (キ) 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として徒歩、自転車、バイク等で参集する。
- (ク) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えない。

【様式11】災害情報記録用紙

【勤務時間外の職員への連絡系統】



(5) 参集時の報告

参集した職員は、所属長又は班長に、速やかに報告を行う。所属長又は班長は、出勤職員報告書に基づき本部へ参集状況を速やかに報告する。

【様式1】出勤職員報告書

(6) 名簿の作成及び整理

本部事務局は、各所属長又は班長から提出された出勤職員報告書に基づき名簿を作成、整理し職員の参集状況を把握する。

4 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の設置、運営等について定める。

(1) 災害対策本部の設置基準

発災後、被害情報の収集、庁舎の被害を確認の上、設置基準に基づき、迅速かつ適切な応急対策活動を確保するため、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設

置する。なお、設置の際は、設置場所の被害状況の把握と安全性の確認を行う。
設置基準は「1 配備基準（第1編-26ページ）」を参照。
ただし、市長が必要と認める場合は、その限りではない。

（２）災害対策本部の開設

災害対策本部は第二庁舎会議室に開設する。第二庁舎会議室が被災して使用できない場合は、保健福祉総合センター「ウェルス幸手」研修室に設置する。

【災害対策本部の設置場所】

本庁舎の被害状況の確認の結果	災害対策本部の設置場所
本庁舎に対策本部が設置可能な場合	第二庁舎会議室
本庁舎に対策本部が設置困難な場合	保健福祉総合センター「ウェルス幸手」研修室

（３）災害対策本部設置の判断

災害対策本部を設置する場合は配備基準に従い設置する。本部長に協議することなく災害対策本部を設置する場合は、次の意思決定者の順位により決定する。ただし、決定者不在もしくは急を要するときは、在庁ないし連絡可能な職員の職制に従い決定する。

【災害対策本部の設置の意思決定者】

○本部長（市長）	－ 副本部長（副市長・教育長）	－ 危機管理監（市民生活部長）
	－ 本部員（各部長）	－ 本部事務局（くらし防災課副参事）

（４）災害対策本部設置の準備

災害対策本部設置に伴い次の準備を行う。

- 災害対策本部室の確保（第二庁舎会議室）
- 通信機器、テレビ、ラジオ、FAX、パソコンの準備
- 住宅地図等の地図、掲示板、白板の用意
- 被害状況概括報告書等書式類の確保
- 自主防災組織等防災関係機関の名簿の整備
- 職員名簿の整備
- 車両及び駐車場の確保、整備
- その他本部開設に必要な資機材の整備

（５）災害対策本部設置の報告・通知

災害対策本部を設置した場合は、災害対策基本法第53条に基づく報告を行う。

【災害対策本部設置の通知】

通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、FAX、電子メール	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話、電子メール	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
幸手警察署長	電話、FAX、電子メール	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関 の長	電話、FAX、電子メール	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
議会	電話、FAX、電子メール	議会班【議会事務局】
報道機関	電子メール、FAX	本部事務局【秘書課】
応援協定締結市等	電話、FAX、電子メール	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
市民	市防災行政無線（固定系）	本部事務局【くらし防災課（防災担当）】
	市ホームページ、SNS	本部事務局【秘書課】

※国（消防庁）へは、県に連絡できない場合に通知する。

（6）災害対策本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、国（リエゾン）、自衛隊、警察署及び消防機関等の関係者に対し本部会議への出席を求めることができる。なお、本部会議の庶務は、本部事務局があたる。

【本部会議の協議、調整事項】

- 災害応急対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示に関すること。
- 自衛隊の災害派遣に関すること。
- 県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- 隣接市町との相互応援に関すること。
- 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。

- 災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

（７）災害対策本部の閉鎖

本部長は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。閉鎖の通知等は、設置等通知に準じて処理する。

５ 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けて災害救助法に基づく救助事務を実施（または県の実施する救助事務を補助）するものとする。市は、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

６ 業務継続計画（ＢＣＰ）

業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、発災時は計画に基づき、限られた人的・物的資源を基に、中断することができない通常業務や災害応急対策業務等の非常時優先業務を最優先に実施する。

７ 災害対応に必要な電源等の確保

大規模災害による長期停電に備え、庁舎等における災害対策活動を継続するため、必要な電源・燃料を多重化する。

８ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策

市は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。

９ 職員への研修

市は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し、市の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。

また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第２ 指定地方行政機関等の体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

第3章 防災訓練

第1節 基本方針

災害時に迅速かつ的確な行動を取るためにはどのような行動を取るべきか、日頃からの実践的な訓練が重要である。また、実践的な想定に基づく防災訓練は、本計画の熟知及び防災関係機関と市民の協力体制の確立をはじめ、市民に対する防災知識の普及啓発、本計画の検証等の副次的な効果があるため継続的に実施する。

防災訓練は、次の点に留意して行う。

- 1 実践的な訓練の実施
- 2 参加意識を持った訓練の実施

訓練に参加する意義の明確化、興味を持ちやすいテーマの設定、現実味を持った、真摯に取り組める雰囲気作り等に努める。

また、訓練内容は、参加型として地域特性を踏まえ、地域に密着した訓練を実施する。

第1 総合防災訓練の実施

大規模な地震の発生を想定し、総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と自衛隊及び防災関係機関相互の協力連携体制の確立並びに確認を図る。

1 県及び市を主とする訓練項目（例）

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 災害情報の収集伝達・広報訓練
- (3) 交通対策訓練
- (4) 災害現地調査訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) 避難所・救護所運営訓練
- (7) 広域応援訓練
- (8) 水防訓練
- (9) 自主防災組織等の活動支援訓練

2 防災関係機関を主とする訓練項目（例）

- (1) 消火訓練
- (2) 救出救助訓練
- (3) 救急救護訓練
- (4) 災害医療訓練
- (5) 学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練
- (6) ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練
- (7) 救援物資輸送訓練

3 自主防災組織及び市民を主とする訓練項目（例）

- （1）初期消火訓練
- （2）救急救護訓練
- （3）炊き出し訓練
- （4）巡回点検訓練
- （5）要配慮者の安全確保訓練
- （6）避難訓練
- （7）避難誘導訓練

第2節 現況と実施計画

第1 実践的な個別訓練の実施 【くらし防災課（防災担当）、防災関係機関】

総合防災訓練と併せ、消防団、自主防災組織、市内の事業所等の協力及び連携のもとに具体的なプログラムにより、次の実践的な個別訓練を毎年1回以上実施する。

1 市が実施する避難訓練

（1）市の避難訓練

円滑、迅速かつ確実な避難指示、立ち退き等を行うため、市が中心となり、防災関係機関の参加のもと、市民や消防団、自主防災組織等の協力を得て毎年1回以上実施する。

（2）幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院、社会福祉施設等における訓練

幼児、児童・生徒、傷病者、高齢者及び障がい者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命や身体を守り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し、避難訓練を中心とする防災訓練の実施を指導する。

2 市職員の訓練

（1）非常参集訓練

市は、迅速に職員を参集させるため、非常参集訓練（予告なしの夜間・休日・帰宅時等）を実施するとともに地震発生時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練を実施する。

（2）応急手当訓練

市は、職員により、応急救護活動の支援や補助が行えるように、職員に対し、定期的に応急手当訓練を実施し、職員の救護技術の向上を図る。

（3）情報収集伝達訓練

市は、被害状況に関する情報を消防団、自主防災組織等と迅速かつ的確に伝達ができるよう、情報の収集、伝達等に関する訓練を実施する。併せて通信機器・設備を円滑に操作できるよう、通信機器の操作実習訓練を実施する。

（4）災害想定訓練（図上訓練）

市は、地震発生時の状況を想定し、判断能力・活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練等を実施する。

第2 事業所、自主防災組織等の訓練 【くらし防災課（防災担当）、消防機関】

災害時には、市民の相互協力による自衛的な防災活動を実施することが重要である。そのため、事業所、自主防災組織及び市民は日頃から訓練を実施し、災害発生時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携に努める。

1 事業所（防火管理者）における訓練

消防機関は、病院、工場、事業所等の消防法で定められた防火管理者に対し、消防計画に基づき、避難訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

2 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織が、市民の災害対応力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう消防機関と協力して指導し、地域の事業所はこれに積極的に協調する。主な訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 情報収集・伝達訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 救出・救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 炊き出し・給水訓練

第3 防災訓練の検証 【くらし防災課（防災担当）】

総合防災訓練及び個別訓練後は、訓練参加者との意見交換、アンケート、協議等により訓練の内容評価及び検証を行う。

また、これらの評価及び検証において得られた課題等については、次回の防災訓練計画づくりに反映する。

第4章 調査研究

第1節 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範でかつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等、様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

このため、県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

第2節 実施計画

第1 基礎的調査研究

調査研究を実施するため、調査研究の基盤を整備することが重要である。

そのため、各種防災データをデータベースとして整備するとともに、地震に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、県及び防災関係機関が実施する研究体制に協力し、調査研究成果の活用を図るものとする。

1 調査研究基盤の整備 【くらし防災課（防災担当）】

市は、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の基盤整備を検討する。

（1）防災調査研究データベースの整備

自然条件及び社会条件の把握は、地震災害に関する調査研究の基礎となるものであり、地域レベルのデータを整備し、地域別に防災環境の評価を行う防災カルテの作成を進める。

（2）調査研究体制の強化

地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関と連携し、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。特に、県及び防災関係機関が実施する活断層等の観測研究体制の協力を努める。

（3）地震観測の協力

地震の調査研究の基礎的データ収集のため、県が実施する地震計の設置及び地震観測体制の協力を努める。

2 調査研究成果の活用 【くらし防災課（防災担当）】

市は、県、防災関係機関、関係研究機関等が実施する地震及び地震防災に関する調査研究に協力し、その成果を用いて科学的な震災対策の立案に活用するよう努める。

第2 被害想定に関する調査研究 【くらし防災課（防災担当）】

地震災害に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的としているため、実際の地震災害により近いことが適切である。従って、被害想定調査は、工学的、実験検証等をおりまぜた科学的な想定とし、震災対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して実施している。

また、地震による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資するものである。

特に、直下型地震の特性や、阪神・淡路大震災での被害を踏まえ、直下型地震が市の中枢機能に与える影響の想定を実施する必要がある。

これらの考え方にに基づき、県において整備されている被害想定シミュレーションシステムや国土交通省が開設しているホームページ（被害想定システム）を活用し、被害想定の調査研究を実施するものとする。

第3 震災対策に関する調査研究 【くらし防災課（防災担当）】

地震災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐にわたっている。

過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因、被害をくい止める方法等を常に調査研究し、地震災害の防止策の向上に努めることも重要である。

特に、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災等での被害、教訓を基に、都市型の地震災害や地震発生直後の行政対応に関する調査研究を実施し、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

更に、迅速かつ適切な震災復興が円滑に実施できるよう、復興対策についても、阪神・淡路大震災を始めとする復興事例の調査研究を実施する必要がある。